省令

○財務省令第四十九号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十八日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行法施行規則の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の四条を加える。

第二条の一　法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの）

（法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの）

上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。

第二条の二　法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの）

（法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの）

宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

第二条の三　法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの）

第二条の四　法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち貸付金と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの）

第二条の五　法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するもの）

（法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭に係る割合のうち利率と同視すべきものとする。

第三条の次に次の二条を加える。

（法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するもの）

第三条の二　法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利息と同視すべきものとする。

（法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するもの）

第三条の三　法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち借入金と同視すべきものとする。

第五条の次に次の三条を加える。

（法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するもの）

第五条の二　法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借入れと同視すべきものとする。

（法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するもの）

第五条の三　法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち短期借入金と同視すべきものとする。

（法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するもの）

第五条の四　法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借換えと同視すべきものとする。

第六条を次のように改める。

（余裕金の運用）

第六条　法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金については、次に掲げるものとする。

一　外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるもの

二　宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち預金と同視すべきもの

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（貸付金及び利率の定義に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日から株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日までの間におけるこの省令による改正後の株式会社国際協力銀行法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二条の四及び第二条の五の規定の適用については、新施行規則第二条の四及び第二条の五（いずれも見出しを含む。）中「法第十三条第一項第二号」とあるのは「法第十三条第二項」とする。

○農林水産省令第三十七号

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）の一部及び漁船損害等補償法施行令及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百二十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第四条第二項の規定に基づき、漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令

漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第二十五条中「令第五条第二項」を「漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第五条第二項」に改める。

第二十六条第二項中「地域組合」を「組合」に改める。

第二十六条の四中「第百十条第七項」を「第百十条第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（農林水産大臣に対する申出の手続）

第二条　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律附則第四条第二項の規定による申出は、当該申出に係る漁船保険組合（以下「組合」という。）の名称及び住所を記載した申出書をもってしなければならない。

2　前項の申出書には、組合の定款、保険約款及び事業計画書を添付しなければならない。

3　第一項の申出は、組合がまだ設立されていない場合は、当該組合の発起人又は設立委員が行うことができる。この場合においては、当該申出は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十八条第一項又は第五十二条第二項の認可の申請の日以後に行わなければならない。